

# 1 級 F P 技能検定の合否を左右する

## 頻出・ひっかけポイント暗記集（2023 年 9 月試験向け）

### サンプル

ライフプランニング P 2

リスク管理 P 20

金融資産運用 P 30

タックスプランニング P 38

不動産 P 53

相続事業承継 P 71

1 級 F P 技能士 益山真一

1 ©2023 SHINCHI MASUYAMA

ライフプランニング

雇用保険

被保険者期間要件

過去1年間に通算6月以上	基本手当（倒産、解雇、雇い止め）、高年齢再就職給付金 高年齢退職者給付金
過去2年間に通算12月以上	基本手当（自己都合退職、定年） 育児休業給付 介護休業給付
通算3年以上	（特定）一般教育訓練給付（初回は1年以上） 専門実践教育訓練給付（初回は2年以上）
通算5年以上	高年齢雇用継続給付

雇用保険の基本手当（自己都合退職と解雇・雇い止め）

自己都合 （早期退職優遇制度含む）	過去2年間に被保険者期間通算12月以上	被保険者期間で異なる 90日（10年未満） 120日（10年以上20年未満） 150日（20年以上）
倒産・解雇・雇い止め （退職勧奨を含む）	過去1年間に被保険者期間通算6月以上	被保険者期間と離職時の年齢で異なる （45歳以上60歳未満、20年以上の場合、最長330日）

雇用保険の基本手当日額

60歳未満	賃金日額の50～80%
60歳以上65歳未満	賃金日額の45～80%

労災・雇用・健康保険の手当の計算根拠

労災（給付基礎日額）	事故等発生日の直前3カ月の賃金の総額（賞与等は除く）
雇用保険（基本手当の賃金日額）	直前6カ月間の賃金の総額（賞与等を除く）
健康保険（傷病（出産）手当金の標準報酬日額に相当する額）	支給開始日の属する月以前直近12カ月の標準報酬月額

雇用保険の基本手当の受給期間の原則と延長

原則	離職日の翌日から1年間
定年退職	離職日の翌日から2カ月以内に手続き 上限1年延長（原則、最長2年）
妊娠、出産、育児、傷病	できるだけ早く手続き 上限3年延長（原則、最長4年）

離職者の給付

65歳未満	基本手当	自己都合 被保険者期間 過去2年間に通算12月以上 倒産・解雇（特定受給資格者） 雇い止め（特定理由離職者） 被保険者期間 過去1年間に通算6月以上	分割払 失業認定（4週間に一度）
65歳以上	高年齢求職者給付金	被保険者期間 過去1年間に通算6月以上	一時金 算定基礎期間1年以上 基本手当日額×50日 算定基礎期間1年未満 基本手当日額×30日

再就職手当、就業手当、高年齢再就職給付金（基本手当受給後に就職）

	支給残日数要件	給付
再就職手当	所定給付日数の3分の1以上	一時金 3分の1以上 支給残日数×基本手当日額×60% 3分の2以上 支給残日数×基本手当日額×70%
就業手当 再就職手当の支給対象とならない 常用雇用等以外で就業した場合	所定給付日数の3分の1以上および45日以上	就業日×30%×基本手当日額（上限あり）
高年齢再就職給付金	100日以上	100日以上 高年齢雇用継続給付 最長1年 200日以上 高年齢雇用継続給付 最長2年

高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付の要件	60歳到達時の賃金の75%未満 被保険者期間・通算5年以上
高年齢雇用継続給付の支給限度額	現在の賃金月額の15%(2025年4月以降は10%)

高年齢雇用継続給付

		受給期間
高年齢雇用継続基本給付金	基本手当を受給しない場合	60歳から65歳に達するまで最長5年
高年齢再就職給付金	基本手当を受給する場合	支給残日数 200日以上 最長2年 支給残日数 100日以上 最長1年 65歳に達するまで

介護休業給付と育児休業給付

	育児休業給付	介護休業給付
休業回数・期間	2回 産後パパ育休 別途、子の出生後8週間以内に4週間まで 2回まで分割可能 原則1歳まで パパ・ママ育休プラス 1歳2カ月まで 保育園に入れない場合 1歳6カ月、2歳まで	対象1家族につき3回まで分割可能 (最大93日) 対象家族：配偶者、父母、子 祖父母、兄弟姉妹、孫 配偶者の父母
給付割合	休業開始時賃金の67% (180日経過後は50%)	休業開始時賃金の67%
賃金との調整	休業開始時賃金の80%相当額以上が支払われている場合、支給されない	

育児休業給付	最長、子が2歳に達するまで
育児休業中の厚生年金保険・健康保険の保険料免除	最長、子が3歳に達するまで